



## 12月4日～10日は人権週間

☎ 住民環境課 戸籍係 ☎476-1111 (122)

### 【第74回人権週間】

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(HumanRightsDay)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を広く国民に呼びかけ、人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種啓発活動を実施します。

法務省の人権擁護機関では、人権週間以外においても、電話相談のほか、メールでの相談にも応じています。

いじめや虐待、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、インターネット上での誹謗中傷など一人で悩まず気軽に電話ください。

電話相談窓口	鹿児島地方法務局 鹿屋支局	☎0994-43-6790
	みんなの人権110番 (全国共通)	☎0570-003-110
	子どもの人権110番 (全国共通)	☎0120-007-110
	女性の人権ホットライン (全国共通)	☎0570-070-810
8時30分から17時15分まで (土・日曜日、祝日を除きます。)		

※子どもの人権110番以外の通話料は、相談者の御負担となります。



## 商品券に関するお知らせ

☎ 企画調整課 商工振興係 ☎476-1111 (227～229)

### 【大崎町地域応援商品券】

町では、11月上旬に町内の加盟店で利用できる「大崎町地域応援商品券」を全世帯に配布しています。

利用にあたっては、以下の内容を確認いただき、期限内にご利用ください。

#### 【商品券の利用可能店舗】

商品券の種類	大型店舗での利用	一般商店(大型店以外)での利用	飲食店での利用
一般商店専用券 	×	○	○
大型店・一般商店共通券 	○	○	○
飲食店専用券 	×	×	○

【利用期限】 令和5年1月31日(火)

### 【大崎町プレミアム付き商品券】

町では、本年9月1日から町内の加盟店で利用できる「大崎町プレミアム商品券」を1人1冊販売しています。まだ購入されていない方は、商工会窓口でお買い求めください。

【購入期限】 令和4年12月26日(月)

【販売場所】 大崎町商工会

#### 【販売時間】

平日 9時30分から16時00分まで  
(土日祝日の販売はありません)

#### 【購入時に持っていくもの】

購入引換券、身分証明書(免許証、マイナンバーカード、保険証など)

※購入引換券は、8月上旬に全世帯に発送しています。

【利用期限】 令和5年1月31日(火)

未利用の商品券の返金はできませんので、期限内にご利用ください。